

令和3年6月22日

保護者様

埼玉県立浦和東高等学校長

## 奨学のための給付金について(お知らせ)

「奨学のための給付金」は、授業料以外の教育費を支援するための返還不要の給付金です。

下記の要件に該当する方が対象です。申請を希望する方は、申請書類をお渡ししますので事務室へお越しください。

記

### ○対象となる方

・次の(1)～(3)の要件を令和3年7月1日現在ですべて満たしている方が対象となります。

- (1) 就学支援金の支給を受ける資格を有している生徒がいる世帯（高等学校全日制の場合、在学期間が通算で36月を超えていないこと）
- (2) 生活保護(生業扶助)を受給している世帯、又は保護者(親権者)全員の令和3年度市町村民税・道府県民税所得割額の合算が0円(非課税)の世帯
- (3) 保護者(親権者)が埼玉県内に住所を有している世帯（埼玉県外に居住の場合はお住まいの都道府県にお問合せください。また、保護者(親権者)が令和3年1月1日時点で海外にあり、住民税が課税されていない場合は対象になりません。）

**※ 家計急変によって保護者の収入が市町村民税・道府県民税所得割額の合算が0円(非課税)に相当する世帯も申請の対象となります。**

こちらは随時申請が可能です。ただし、支給の開始時期や金額は時期によって異なります。

家計急変による年収見込額は、直近3ヶ月分の収入の平均を参考に計算します。申請の際には、給与明細等の写しや、扶養親族の人数を確認するための課税証明書等が必要になります。なお、定年退職は家計急変には該当しません。

詳しくは、申請のしおりを御確認ください。

浦和東高等学校事務室

TEL: 048-878-2113  
(平日8:30～16:50)